

<個人住民税の現年課税化について>  
中小企業の納税事務の I T 化

平成30年 1 月30日

株式会社大崎コンピュータエンジニアリング

代表取締役社長 武田 健三



# はじめに

## 「平成28年度個人住民税検討会報告書」(抜粋)

### 第1 個人住民税の現年課税化についての検討

#### 3 今後の課題

「・・・特別徴収義務者に新たに発生する事務について、ITの利活用により、事務負担の増加を抑えることができる可能性もあると考えられる。このため、今後のマイナンバー制度の運用状況、マイナポータルの進捗状況や企業のIT化の状況等も踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。」

個人住民税における源泉徴収簿イメージ①

所得税			個人住民税		
区分	金額	税額	区分	金額	税額
給料・手当等 ①	②	③	給料・手当等 ①	②	③
賞与等 ④	⑤	⑥	賞与等 ④	⑤	⑥
計 ⑦	⑧	⑨	計 ⑦	⑧	⑨
給与所得控除後の給与等の金額 ⑩			給与所得控除後の給与等の金額 ⑩		
社会保険料等 控除額 ⑪			社会保険料等 控除額 ⑪		
社会保険料等 控除額 (実+虚) ⑫			社会保険料等 控除額 (実+虚) ⑫		
社会保険料等 控除額 (実) ⑬			社会保険料等 控除額 (実) ⑬		
社会保険料等 控除額 (虚) ⑭			社会保険料等 控除額 (虚) ⑭		
生命保険料の控除額 ⑮			生命保険料の控除額 ⑮		
地震保険料の控除額 ⑯			地震保険料の控除額 ⑯		
配偶者特別控除額 ⑰			配偶者特別控除額 ⑰		
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額 ⑱			配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額 ⑱		
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱) ⑲			所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱) ⑲		
給与所得総額(⑩+⑪)及び専業主婦控除 ⑳			給与所得総額(⑩+⑪)及び専業主婦控除 ⑳		
所得控除額 (⑲-⑳)			所得控除額 (⑲-⑳)		
特定増収事業(住宅借入金等特別控除額) ㉑			特定増収事業(住宅借入金等特別控除額) ㉑		
地帯別非課税判定 ㉒			地帯別非課税判定 ㉒		
所得割非課税判定 ㉓			所得割非課税判定 ㉓		
年額所得控除(⑲-㉑-㉒-㉓) マイナスの場合は0 ㉔			年額所得控除(⑲-㉑-㉒-㉓) マイナスの場合は0 ㉔		
年額住民税額(⑲-㉑-㉒) ㉕			年額住民税額(⑲-㉑-㉒) ㉕		
年額年額税(⑲×102.1%) ㉖			年額年額税(⑲×102.1%) ㉖		
前年課税額又は不足額(⑲-㉑) ㉗			前年課税額又は不足額(⑲-㉑) ㉗		
本年課税の額から前年課税の額に差支る金額 ㉘			本年課税の額から前年課税の額に差支る金額 ㉘		
前払給与に係る前年度の税額に差支る金額 ㉙			前払給与に係る前年度の税額に差支る金額 ㉙		
前払給与に差支る金額(⑲-㉑-㉒) ㉚			前払給与に差支る金額(⑲-㉑-㉒) ㉚		
前払給与に差支る金額(⑲-㉑-㉒) ㉛			前払給与に差支る金額(⑲-㉑-㉒) ㉛		
同上のうち ㉜			同上のうち ㉜		
同上のうち ㉝			同上のうち ㉝		
不足額 本年課税の額から徴収する金額 ㉞			不足額 本年課税の額から徴収する金額 ㉞		
超過額 前年課税額に繰り越して徴収する金額 ㉟			超過額 前年課税額に繰り越して徴収する金額 ㉟		

## 本日お伝えしたいこと

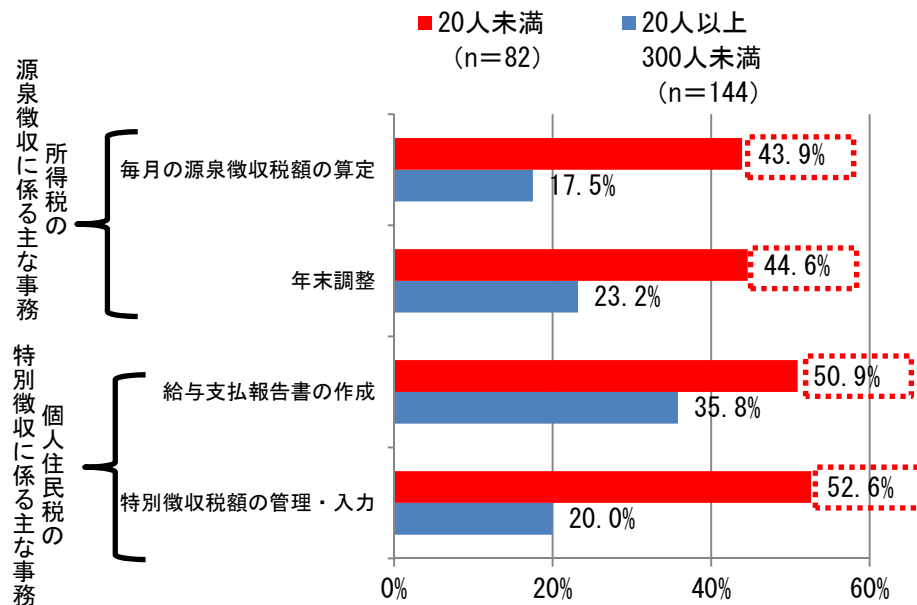
中小企業の声 (年末調整をはじめとした税務事務のIT化)

システムで解決できること・できないこと

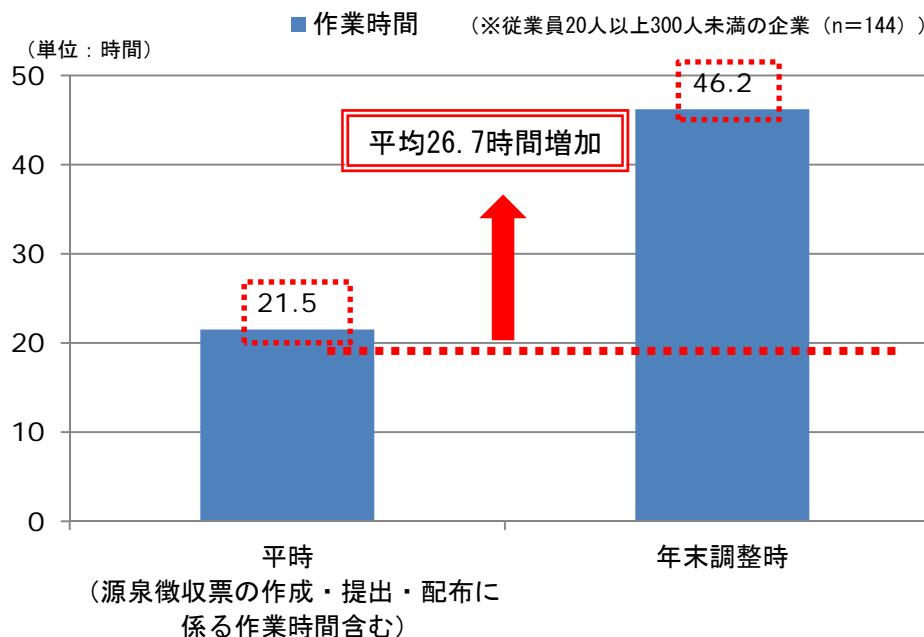
# 1. 所得税の源泉徴収・個人住民税の特別徴収に係る事務負担の実態

- 企業規模が小さい程、作業をシステム化していない割合が増加。小規模企業では、半数程度が手作業で事務を行っていた。
- 従業員規模が一定以上の企業は年末調整事務に多くの作業時間を要していた。

## ①従業員規模別に見た「作業をシステム化していない（手作業）企業」の割合



## ②中小企業（※）における「所得税の源泉徴収に係る月の作業時間」の「年末調整」による増加



### 小規模事業者の声

【飲食業 従業員4名（家族経営）】

- 年末調整と源泉徴収簿の作成は、店の仕事と家事が終わった後の限られた時間にしか作業ができない。年末年始はかき入れ時で、さらに普段はやらない出前にも対応する。その中で短期間のうちに作業を終えなければならないので心理的にも負担。現年課税化で新しい事務作業が発生するのは困る。それで税金が安くなるというのか？
- 電子申告について調べたが、年に1回の申告のためにカードを作ったり、難しい手続きをしようとは思わない。

## 2. 中小・小規模企業の声

【事業内容：ビルの管理、清掃、設備保守 従業員770名】

- 従業員の大部分は百数十か所の現場に直行直帰しており、担当者と従業員がFace to faceでやり取り出来ないため、控除申告書の記載内容の確認に苦労している。
- 高齢者を多く雇用しており、携帯電話を持っていない人も少なくない。従業員のITリテラシー、税務知識が不足している。
- 現場では従業員との個別の契約（1年契約）で給与が決まっている。また客先（ビル）毎、職種毎に仕事内容や勤務形態が異なる。欠勤者の発生によるシフト調整も頻繁。したがって、各客先との契約内容と現場の勤怠状況を把握している管理職が、現場毎に手作業で給与計算を行っている。

【事業内容：タクシー業 従業員280名】

- 従業員に分かる人が少ないので、教えなければいけないが、他に色々とやらなければいけないことが多いので、マンパワーが足りない。また、従業員にも電子化できる人とできない人がいるので、一括で電子化というのは難しい。

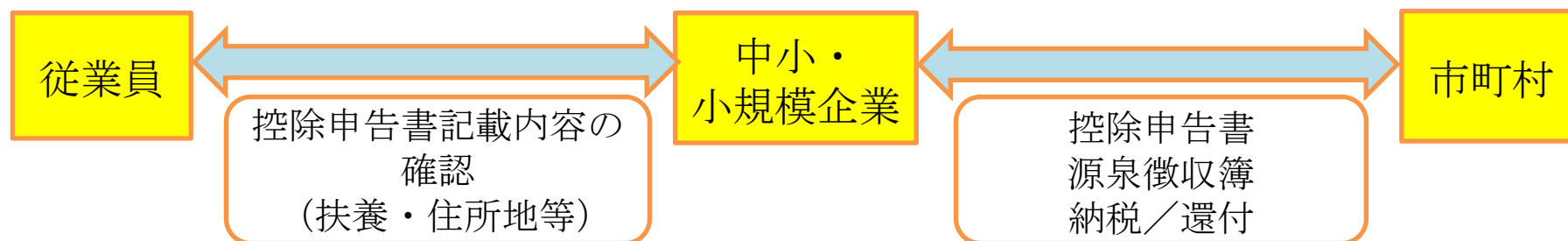
【業種：ホテル業 従業員数：35名】

- マイナポータルは従業員のITリテラシーで対応できるか不安。

【業種：自動車部品販売 従業員数：75名】

- そもそも税理士にe-TaxやeLTAXを使う気がない。また、当社ではITスキルが低い人も多く、勤怠管理すら紙でやっているので、電子化については、かなり難しいと思う。

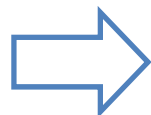
### 3. システムで解決できること・できないこと



中小・小規模企業の従業員には高齢者などITリテラシーの低い人が存在。勤務形態も多様。このような多様な雇用実態にシステム化で対応することは困難。

企業側での市町村別の仕分けが不要になる等、eLTAXと高度に連動した給与システムが安価かつ簡単に導入できれば、効率化の可能性はある。

- 市町村とのやり取りはシステム化で効率化の可能性はあるが、従業員とのやり取りはシステム化が困難。
- 日本の企業数の約9割を占める小規模企業の半数は手書き処理している。あえて年に1回の申告のためにシステム化するインセンティブが弱い。
- 企業は従業員の副収入やふるさと納税の有無などの把握が困難。システム化しても市町村毎で行われている名寄せ等の再計算は必須。



システム化によって中小・小規模企業の事務は効率化されないばかりか、市町村側の再計算も必要。社会全体の事務負担軽減にはつながらない。